

## 木島平村第三次新型コロナウイルス対策事業展開補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、新型コロナウイルスによって著しい影響を受けた事業者が新たな事業展開や事業継続を図るための経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、木島平村補助金等交付規則（昭和58年木島平村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

**第2条** 補助金の交付を受けることができる者は、令和4年10月1日時点で木島平村内に事業所又は住所がある者とする。

(対象となる経費及び補助率等)

**第3条** 第1条に規定する補助金の対象となる経費及び補助率等は次のとおりとする。ただし、自家用として兼用するものは対象外とする。

対象経費	補助率又は補助額
施設の改修及び更新に係る経費	補助対象経費として決定した額の2分の1以内。ただし20万円を限度とする。
誘客宣伝に係る経費	
WEBサイト新設又は更新に係る経費	
キャッシュレス化に係る経費	
その他村長が認める経費	

(補助金交付の申請)

**第4条** 第2条に規定する補助金交付対象者が、前条に規定する補助金を申請するときは、木島平村第三次新型コロナウイルス対策事業展開補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に関係書類を添付して、令和5年1月31日までに行うものとする。

(交付の決定)

**第5条** 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交

付の可否及び額を決定し、木島平村第三次新型コロナウイルス対策事業展開補助金交付決定書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

**第6条** 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した内容を変更又は取下げをしようとするときは、木島平村第三次新型コロナウイルス対策事業展開補助金変更（取下）承認申請書（様式第3号）を村長に提出するものとする。

（変更等の承認の決定）

**第7条** 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、木島平村第三次新型コロナウイルス対策事業展開補助金変更（取下）承認決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

**第8条** 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、木島平村第三次新型コロナウイルス対策事業展開補助金交付請求書（様式第5号）を村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

**第9条** 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 偽り又は不正の手段により、補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- （2） 補助金交付対象者とならなくなったとき。
- （3） 補助金を補助対象経費以外に使用したとき。

2 村長は前項の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- （1） 災害、疾病など、やむを得ない事由があるとき。
- （2） その他村長が適当と認めたとき。

（書類の保管等）

**第10条** 補助対象経費については、その収入及び支出を記載した関係書類とともに当該事業を実施した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産の管理)

**第11条** 補助事業者は、補助金の交付によって取得した財産について、その台帳を整備し、保管状況を明らかにしなければならない。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。